

令和 7 年 2 月 会 議

第 20 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和7年2月27日(木)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第2地区担当	峯 山 健 吾	第3地区担当	志 澤 輝 彦
--------	---------	--------	---------

欠 席 推 進 委 員

第1地区担当	山 田 英 毅
--------	---------

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第37号	農用地利用集積等促進計画の決定についての議案の表示について
議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第41号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告第11号	専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9時34分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《 挨拶 》

ただ今より令和7年2月、第20回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、第1地区山田推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。

したがいまして、現在の出席委員は、13名、推進委員は2名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、1番森山委員、2番 比留川賢次委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせて頂きたいと思っております。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第5条に係る資料1、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に、諸般の報告、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。

3月18日、審議案件現地調査、市内一円において、第4班の委員が出席される予定でございます。同日、令和7年3月（第21回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。27日、令和7年3月（第21回）農業委員会 総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の5ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請4件3,317平方メートル、法第5条許可申請1件5,362.72平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定18件15,688平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件12,227平方メートル、法第4条届出1件558平方メートル、法第5条届出4件1,213.21平方メートル、法第18条通知等2件2,932平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、

特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画の決定についての議案の表示についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定についての議案の表示についてでございます。令和 7 年 1 月まで、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画を決定していましたが、法改正により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に移行したため、改めて議案の表示を定めるものでございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画の決定についての議案の表示について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

それでは、日程第 2 号、議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 7 番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 7 番でございます。

申請地は XXXXXXXXXX ほか 1 筆、地目畑、現況畑、地積合計 1,017 平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、9 ページをご参照願います。

申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。

譲受人は、綾瀬市において自作の樹園 3,379 平方メートル、利用集積による樹園 1,795 平方メートル、相模原市において、自作の樹園 2,071 m²、利用集積による樹園 2,941 平方メートルを耕作し、農業経営を行っており、これらの農地が全て耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業

従事者は、本人1名、従事日数は250日でございます。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。9番 金子委員

○9番（金子 美登里君）本件について2月20日、第3班私のほか、木村委員、橋本委員、志澤推進委員、事務局3名の計7名で現地調査をいたしました。

なお本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

現地、XXXXXXXXXXは、耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして。

今回の許可申請につきまして、第3班といたしましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員の発言を求めます。13番 早川 新市委員

○13番（早川 新市君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。

2月15日現地調査を行い、2月22日譲受人にも、耕作状況、農機具の保有状況、営農計画の確認及び聞き取りを行いました。

地元委員としては、譲受人の経営状況、労働力、農機具の保有状況など、総合的に勘案し、許可妥当と思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、同じく、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、整理番号8番から10番の3件は申請人であります譲受人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページから 12 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 8 番でございます。

申請地は[]ほか 2 筆、地目田、現況樹園地、地積合計 1,137 平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、11 ページから 12 ページをご参照願います。

続きまして、総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

同じく農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 9 番でございます。

申請地は[]ほか 1 筆、地目田、現況樹園地、地積合計 690 平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、15 ページをご参照願います。

続きまして、総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

同じく農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 10 番でございます。

申請地は[]、地目田、現況樹園地、地積 473 平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、整理番号 8 番、9 番と同じく市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、17 ページをご参照願います。

申請理由は、3 議案とも、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。

譲受人は、伊勢原市において自作の樹園 4,386 平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 350 日です。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していた第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）現地は、オリーブが植えてありました。12 ページの[]、オリーブで、15 ページの[]もオリーブ、17 ページの[]、こちらも全部オリーブで、農地として適正に管理されていまして、今回の許可申請案件につきましては、第 3 班といたしましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたし

ます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の4点についてお尋ねいたします。

- 1 農地の取得を行う理由について
- 2 農業従事者、農機具の保有状況、申請地での農機具の利用予定等について
- 3 現住所から申請地までの距離、移動時間、一週間の耕作予定日数等について
- 4 現在の耕作状況と申請地取得後の営農計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ 君）私は 歳になります。農地の取得ですが、現在私は、伊勢原のほうに、山林が9反それと雑種地として、4反持っておりまして、その中で山林のほうのやつは半分近くを、農地として認めていただいております。

そこにユンボでもって、段々畑をつくりまして、現在120本ほどのオリーブを、植えております。まだ3年ほどなんで、収穫にはまだ至っておりません。

伊勢原のほうでは、農地台帳にのせていただきまして、耕作証明をいただいております。農業従事者としてはですね、まだ私1人でございますけど、近所の手伝ってくれる方がいまして、先だって さん家のオリーブの選定をさせていただきました。そういった形で手伝ってくれる方がおります。なおかつ さんと農業法人を立ち上げておりまして、そこには役員として、私の息子なども入っております。

将来的には、会社とオリーブ園を、コラボして、利益につなげたいというふうにも考えております。 さんの土地、今回農業委員会のほうからお話がありまして、4年ほど前から さんのオリーブについては、 さんからご指導をいただいております。

そんなことで、 さんが亡くなりまして、本当に残念で仕方がないんですけど、地元産、あるいは、今まで、 さんをお手伝いしていた方、 さんと申しますけど、その方の指導とか、これからもお願いするような形になると思います。

今私、吉岡に住んでおりますので、自宅から車で約5分もあれば、農地まで行けるかなと。

は零細で試作しますと、それをまねして作っちゃう傾向がありますので、でも、やっぱりそういうことをチャレンジしてやっていかなきゃいけないのかと。

チャレンジしてやっていくしかないのかみたいなことは思っていますけどね、いろんなことを考えて、農業というとなんかやっぱり付加価値を高めていく方向はとっていかないと駄目なのかと。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、許可決定したいと考えております。

以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員の発言を求めます。12 番 宇野 委員

○12 番（宇野 政信君）2 月 16 日、金曜日に現地を見させていただいて、全て畑ですがオリーブが植わっておりました。18 日日曜日、■さんともお会いして、いろんなお話をしたんですが、今そのお話の中身はほとんど参考人のほうでお話ししていただきましたけども、生まれが青森県で、こちらのほうに来て、ずっと会社を設立して、会社経営をやっている会社のほうは今、息子さんのほうがやっているということですが、引退して青森県で土の中でずっと育ってきたんで、土にこだわりがあって、愛着ですね、愛着あったやつのほうでやっていきたいと、いうことで、3 年前かな、伊勢原の山林を買って、それを農地にしながらオリーブを始めたということです。農業委員でもありました■さんが亡くなられたことで、それを引き継ぐというか一緒にやっているということで、それを見ながら、またこれから事業のほう拡大してやっていきたいということです。

奥さんが 1 年前に亡くなられて、今 1 人で生活しているんですが、どうしてもね生活が 1 人だし、仕事も■歳ということで苦しいんですが、隣の人、近所と一緒に手伝ってくれて、訪問したときも、この後これから、伊勢原に行くんだと。

聞くと、猪、猿、鹿が出てくるんだそうでその、防除というんですかですね、檻もかけ

てあるんですが、なかなかひっかかってはくれないんですけれども、この場合1匹ひっかかったその鹿は、殺処分して肉は自分でいただいたという話なんですけれども、そんなこともあって、伊勢原のほう行くんだということなんです。

今住まいが綾瀬の吉岡なんで、ぜひ、これからも綾瀬のほうは、地の利がいいという、先ほど車で5分と話もありましたけれども、地の利がいいんだよ、ぜひ綾瀬のほうで、これからいろいろ頑張っていきたいというふうでした。

そんなことをずっと話ししながら、今回の、3条の申請について私は許可妥当だなというふうに判断しました。皆さんのご意見、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

続いて、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

続いて、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第3号、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号6番でございます。

申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]、ほか7筆、地目畑、地積合計5,362.72平方メートルでございます。

転用目的は資材及び車両置場、でございます。転用理由は工事需要増加に伴う資材・車両置場確保のためとのことでございます。

権利の種類につきましては所有権の移転、農地の区分につきましては第2種農地でございます。場所につきましては、案内図をご参照願います。また、別冊・資料1で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、敷地内を砂利舗装し、雨水浸透施設を設置、道路との出入口は開閉式門扉を施工し、周囲をコンクリートブロック3段積みの上フェンスを施工し、土砂の流出と他者の侵入を防止します。また、申請地の南側では、一部万能鋼板を使用します。土地利用計画につきましては、資料7ページをご参照ください。工期は資料8ページのとおりの許可日から30日間でございます。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。9番 金子委員

○9番（金子 美登里君）現地は適正に管理されている農地で、今回の許可申請につきましては、第3班といたしましては、許可妥当と判断いたしました。

皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について

6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人([] 君) [] さんから委任を受けております、 [] の [] と申します。よろしくお願いします。

まず、転用を行う理由というのが、 [] さんという方が、本社が大和にありまして、あと、海老名、それから綾瀬にございます。そのうちで海老名の何か売却のご相談を今隣の会社から受けておりまして、そのお話もあって、海老名のある車両と資材というのを今綾瀬のすぐ隣地にある落合北という、同じ3丁目のところにある資材置き場と、使い勝手がいいため、今回、本件にとって選んだ理由になります。

土地利用計画及び施設概要については、概要の利用計画図をもとに、まず大型のホイールクレーンという、後ろにクレーンが付いた大型車両の合計7台がまず、上の上段に置きます。下のほうに3台、同じようにホイールクレーンを置いて、下段側のほうの土地に関しては、鉄板は何枚も持っていますので、その鉄板の置き場として使わせていただきます。

転用計画周辺の防除対策に関してなんですが、まず土地に関しては、砂利敷きの転圧二重層15センチずつ二重に分けて転圧をかけさせていただきます。このため沈みをまず大型が来るので沈まなくすることと、あと、コンクリ、アスファルト上の水はけ悪くなってしまうためであり、砂利敷きの転圧をやっていきます。それでも沈む場合、30センチで十分ということは聞いておりますが、万が一沈むようなことがあれば、一応、鉄板をお持ちですので、車両の下だけは鉄板を敷くようなイメージも持っておりますが、今のところこの30センチで十分いけるかと思えます。あと、周りに関しては、三段ブロックを積んでその上に、1メートルのフェンスを敷くことで、まず景観等も守ることができることと、あと、水が流れないようにブロックで周りを取り込むため、水が外に流失しないように計画を立てております。

工程及び工期に関してなんですけど、一応工程表でいくと、1か月ぐらい目途にしておりますが、場合によっては、1か月半くらいかかることもあるかと思えます。

まず、大体3日ぐらいで、重機の搬入、それからフェンスのほうでいただいて、2週間ぐらい、同じように、転圧等を行う場合も同じように2週間ぐらい考えております。

そのあと、RC-40等砂利敷きを全部行って最終的に約1か月位の工程で見えております。

ます。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。2 番 比留川 賢次 委員

○2 番（比留川 賢次君）はい、それでは、地域の担当委員として、議案第 39 号整理番号 6 番について、現地調査の報告をさせていただきます。

なお、今[]の[]様よりの説明と、重複する部分がありますのでご了承ください。2 月 20 日に[]様とお会いし、現況は、ハウス施設はほぼ取り壊され、資材もほとんど除去されておりました。全体的に多少草がありますが、工事に入れる状況にあります。使用目的は先ほどお話があったように重機資材置場、あと社員の駐車場とのことです。重機については、これも先ほどお話がありましたように、海老名市より移すとのことです。土台につきましては、コンクリートではなく、砂利を二重にして敷詰めるとのことです。置場の場合は、ブロック、先ほどもお話あったように、3 段にし、1.5 メートル程度の高さにし、景観を守るため高くはしないということ。出入口につきましては、南口と北口、これ両方に設けるというお話でした。工事期間中先ほどこれもお話あったように、工事期間中は通行に、また落合小学校が隣接しており、生徒にも十分注意をし、工事を実施していただくようお願いしてまいりました。

以上のことから許可申請について、担当委員といたしましては、問題はないかと判断いたします。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 6 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）それでは、日程第 4 号、議案第 40 号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理権を決定する際、必ず農地中間管理機構を経由することから、議事運営の効率化を図るため、農地中間管理機構に関する説明は省略し、同一の農地に関する計画については一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。整理番号 1 番及び 2 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 1 番及び 2 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 40,242.30 平方メートル、設定する土地は [REDACTED]、地目畑、地積 828 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成 25 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、自作の畑 24,307.30 平方メートル、利用集積による畑 15,935 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、父、母の 4 名で、従事日数は 320 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）現地は耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして。

第 3 班といたしましては利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）最初に本日審議がなされます、農用地利用集積等促進計画決定事案について、2月20日第3班の木村委員、金子委員、橋本委員、事務局3名と私の7名で、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。

以後、案件は全て同時同メンバーで行いましたので、以後割愛させていただきます。

整理番号1番2番の、申請地におきましては、先ほど、第3班の代表が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。また、借人は、園芸協会に加入しており、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号1番及び2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号3番及び4番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号3番及び4番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は20,483平方メートル、設定する土地は[REDACTED]ほか1筆、地目畑、地積合計991平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年5月1日から令和10年4月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和元年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、23ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■歳、自作の畑 6,633 平方メートル、利用集積による畑 13,850 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。 9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）現地は耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして、第 3 班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は先ほど、第 3 班の代表委員が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして、以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 3 番及び 4 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 5 番及び 6 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 5 番及び 6 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 810 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]ほか 4 筆、地目田、地積合計 603 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 19 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の畑 207 平方メートル、利用集積による畑 603 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）現地は白菜、大根、ブロッコリー、タマネギが作付けされており、農地として適正に管理されていまして、第 3 班といたしまして利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 3 班の代表委員が述べられたとおり、大根、白菜、タマネギ、キャベツ、ブロッコリーが作付けされており、農地として適正に管理されております。以上のことを考えまして、利用集積決定は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 5 番及び 6 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 7 番及び 8 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 7 番及び 8 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 2,577 平方メートル、設定する土地は■■■■■■■■■■ほか 2 筆、地目畑、地積合計 1,586 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成 28 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■■歳、利用集積による畑 2,577 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）現地の状況は耕うん状態であり、一部にブロッコリーが作付けされており、農地として適正に管理されていまして、第 3 班といたしましては、利用集積の継続に問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしてい

1名で、従事日数は300日でございます。

以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。9番 金子委員

○9番（金子 美登里君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。第3班といたしましては利用集積の継続に問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第3班の代表が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。また、借人はに園芸協会に加入しており、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号9番及び10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号11番及び12番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書30ページ、31ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号11番及び12番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は19,637平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積991平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和7年5

月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 16 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、90 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、自作の畑 9,736 平方メートル、利用集積による畑 9,901 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、子、子の妻の 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。第 3 班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 3 班の代表が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。また借人は、園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおり、以上のことを踏まえ、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 11 番及び 12 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案

のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 13 番及び 14 番を審議いたしますが、整理番号 13 番から 18 番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 13 番及び 14 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 43,930.35 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積 793 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、33 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、290 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 34 ページ、35 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 15 番及び 16 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積 542 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和元年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、35 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 36 ページ、37 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 17 番及び 18 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は[REDACTED]

■■■■■、地目畑、地積 519 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和元年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、37 ページの案内図をご参照いたします。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この整理番号 13 番から 18 番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする借人の状況でございますが、年齢は ■■■歳、自作の田 4,114 平方メートル、畑 8,880.72 平方メートル、樹園 6,229 平方メートル、利用集積による畑 24,706.63 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母、弟の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 9 番 金子委員

○9 番（金子 美登里君）まず 32 ページの ■■■■、現地の状況は耕うん状態で、適正に管理されていまして。第 3 班といたしまして利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。34 ページの ■■■■、37 ページの ■■■■の状況は、同じく耕うん状態で適正に管理されていまして。第 3 班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 3 班の代表が述べられたとおり、33 ページの、■■■■耕うん状態です。34 ページの ■■■■、それから、37 ページの ■■■■は全て耕うん状態で、農地として適正管理されていまして。借人は園芸協会に加入しており、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 13 番及び 14 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号 15 番及び 16 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いて整理番号 17 番及び 18 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 号、議案第 41 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 13 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 38 ページから 41 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 13 番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■ほか 11 筆、地目につきましては、全て畑、地積合計 9,651 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている 農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 27 日まで、相続開始年月日は、平成 15 年 5 月 19 日で、今回が 7 回目の証明願いでございます。場所につきましては、39 ページから 41 ページの案内図をご参照願います。申請人は■■歳、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 200 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。9番 金子 委員

○9番（金子 美登里君）申請地は、39ページは、栗の木が植わって、40ページも、栗の木です。41ページの、 はキャベツ、ブロッコリー、タマネギが植わって、 は、柿とミカンの木ですね。それと 、こちらには柿の木です。 は耕うん状態になっていました。農地としては適正に管理されていると認められましたので、第3班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明を発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。4番 比留川 義昭 委員

○4番（比留川 義昭君）整理番号13番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願につきまして、地元委員としまして発言いたします。

私も現地確認を行い、本人に会って聞き取りをし、今後も農業経営を行うことを確認いたしました。先ほど第3班の代表の方から報告がありましたとおり、農地として適正に管理されておりました。申請者は、このように維持管理されていると認められましたので、地元委員としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号14番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書42ページ、43ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号14番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は ほか2筆、地目につきましては、全て畑、地積合計2,576平方メートルでございます。

内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 3 月 29 日から令和 7 年 2 月 27 日まで、相続開始年月日は、平成 9 年 6 月 9 日で、今回が 9 回目の証明願でございます。

場所につきましては、43 ページの案内図をご参照願います。

申請人は ■ 歳、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 90 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 金子 委員

○9 番（金子 美登里君）申請地は、柿と一部に梅が植えてあり、農地として適正に管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）地元委員として 2 月 16 日、申請地をご家族の方に案内していただきました。主に、お母様と娘さんで管理をされていますが、1 人では到底無理なので、親戚に手伝ってもらっている状態です。現地は、ゆず、柿が植えられています。下草対策として、人工芝防草シートが敷き詰められて、とてもきれいに手入れが行き届いている状態です。申請者は、農業経営と適切に管理していると認められました。

また今後も維持管理する意向を確認しましたので、引き続き農業経営を行っている証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 14 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出の通り証明することに決定されました。

次に、日程第 6 号、報告第 11 号、専決処分等についてを、議題といたします。

事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）日程第 6 号、報告第 11 号、専決処分等について、御報告をさせていただきます。それでは、議案書の 44 ページから 47 ページをご覧ください。

本件につきまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出 1 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 4 件、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出 2 件でございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。

議案書の 44 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出、1 件でございます。整理番号 20 番でございます。転用の内容は駐車場で、地積 558 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書 45 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 4 件でございます。整理番号 27 番は転用の内容は駐車場、整理番号 28 番と 29 番は工場敷地、整理番号 30 番は住宅敷地で、地積合計 1,213.21 平方メートルでございます。

専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書 46 ページから 47 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 2 件でございます。整理番号 8 番と 9 番でございます。農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 11 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 2 月第 20 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

11 時 03 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員